

# ベルギー仲裁院による人権保障

## — そのテクニクを診る —

武 居 一 正\*

### はじめに

本稿は、1988年7月15日の憲法改正以降のベルギー仲裁院による人権保障のテクニクについて検討しようとするものである。同院は、まだ人権保障の権限を完全には付与されていなかった時期に、持てる権限を活用して人権保障を充実させたのである。本稿はその過程を辿りながら、用いられたテクニクについて検討しようとするものである。

少し歴史を遡ってみると、仲裁院は、1980年7月29日憲法（art.107 ter、現 art.142）において、初めてその存在が予定され、3年後の1983年6月28日法によりその組織、権限および運営についての定めが置かれ、1984年9月10日に裁判官が任命され、同年10月1日に正式に設立され、最初の判決が翌1985年4月5日に下された\*<sup>1</sup>。そして、1980年の存在容認から丁度20年後の2000年2月23日に同院は1000番目の判決を下したのである。

1984年から1989年まで、同院は限られた権限しか持たず、つまり法律およびデクレまたはデクレ相互間の抵触の解決に当たってきた。この間に同院は

---

\*福岡大学法学部教授

82の事案を提訴され、1985年4月から1988年12月までに73の判決を下しただけであった\*<sup>2</sup>。ところが、1988年の憲法改正で人権に関して憲法6条および6条の2（平等・無差別原則）並びに17条（教育に関する保障）の尊重を監視する任務を与えられ、同院の権限などを定める1989年1月29日特別法の発効から2000年2月23日までに全部で1810の事案を提訴され、それは918の判決に至ったのである\*<sup>3</sup>。

つまり、同院に提訴された事案数および同院により下された判決数は、1988年の憲法改正を契機として飛躍的に増加したことが分かる\*<sup>4</sup>。筆者はこの憲法改正による仲裁院の権限拡大について少し調べたことがあり、憲法6条および6条の2並びに17条違反を審査できるようになった背景を明らかにした。その折りに以下で検討する1989年判決を挙げて平等原則の活用の可能性に触れていた\*<sup>5</sup>。また、最近の論考でも仲裁院の積極的人権保障を肯定的に評価したが\*<sup>6</sup>、人権保障のテクニックの十分な検討には至らなかったもので、ここで改めて検討することとした。

## 第1章 1989年判決（C.A.,no. 21/89, no. 23/89）平等・無差別原則“活用”開始

1989年に、仲裁院は25の判決を下したが、平等・無差別原則に関する新権限をテストする機会はたった1回しかなかった。だが、これについて同院が下す判決は、この新たな権限の行使について同院がどのように考えているかについて知る手掛かりを与えてくれるものとして待たれていたのである。仲裁院が初めて人権について判断を下した89年判決は、そういう意味で最も注目されることとなった。同院は、先ず執行停止の請求について、次に3箇月後取り消しの訴えについて判断した。

## 第1節 1989年判決

### 事件の概要

原告は、臨床生物学の民間研究所 laboratoires privés de biologie clinique などであるが、時に本判決が「BIORIM 判決」と呼ばれたりするのは、事案140の原告の1人である臨床バイオ・放射線免疫研究所 laboratoire de biologie et de radio-immunologie cliniques の略称 BIORIM によるものである。判決 C.A., no.21/89は1988年12月30日計画法の規定の執行停止を求めた3事案を併合審理したものであり、判決 C.A., no.23/89は同計画法17条などの取り消しを求めた3事案を併合審理したものである。

立法者は、研究所などによって行われる過剰診療を抑制し、健康保険による過重な費用負担を軽減するために、処方を行う医師、臨床バイオ研究所および商事会社の営利的協力関係を制限しまたは禁止する制度を定めた。というのは、この商事会社が、研究所で使われる機器および治療方法並びに医師との関係について大きな影響力を持つと判断したからである<sup>\*7</sup>。

執行停止請求において、原告は差別的条件を設けている前記計画法17条が憲法6条および6条の2に反するなど主張した。請求認容。

取り消しの訴えにおいて、原告は結社の自由を過度に侵害する同計画法17条が平等・無差別原則に違反するなど主張した。請求認容。

### 判 旨

1. 執行停止請求に関する7月13日判決 C.A., no.21/89において、仲裁院は次のように述べた。

「B.4.5.b. ベルギー人の平等および無差別の憲法規定 règles は、取り扱いの差異が、その差異化の基準が客観的かつ合理的な正当化をされる限りで、人々の類型に応じて設けられることを排除するものではない。そのような正当化の存在は、当該措置の目的および効果により評価されねばならない。つ

まり、平等原則は、用いられた手段と追求された目的との間に比例の合理的関係 *rapport raisonnable de proportionnalité* が存在しないと明らかにされたとき、侵害されることになる。」

2. 取り消しの訴えに関する10月13日判決 C.A., no.23/89では、仲裁院は次のようにその判断を示した。

「B.1.1. 原告は、その訴えを憲法6条〔3事案で〕および憲法6条の2〔事案140で〕違反に基づかせている。原告は、定められた規定が臨床バイオ研究所の経営者の異なる類型の間に重大な不平等を生じさせており、それは法律上追求された目的と関係がなく、客観的な根拠 *données* によって正当化されないと主張する。

B.1.2. 内閣は、憲法6条の2はイデオロギー的および哲学的理由による差別しか禁じていないとする説を支持している。内閣は、幾人かの原告による憲法6条の2違反との訴因には理由がない、というのは、差別が彼らの意見との関係でなされたと主張していないからだと結論する。

憲法6条の2は、次のように定めている。すなわち、

“ベルギー人に認められた権利および自由の享有は、差別なしに確保されなければならない。このために、法律およびデクレをもって特にイデオロギー的および哲学的少数者の権利および自由を保障する。”

その前段において、この規定は一般的な有効範囲 (*portée 射程*) を持ち、その起源が何であれ一切の差別を禁じている。つまり、無差別の憲法規定は、ベルギー人に認められた全ての権利および全ての自由に適用されることができ

内閣の説はこれを採用することができない。

B.1.3. ベルギー人の平等および無差別の憲法規定は、取り扱いの差異が、その差異化の基準が客観的かつ合理的な正当化をされる限りで、人々のいくつかの類型に応じて設けられることを排除するものではない。そのような正

当化の存在は、当該措置の目的および効果により評価されねばならない。つまり、平等原則は、用いられた手段と追求された目的との間に比例の合理的関係が存在しないと明らかにされたとき、侵害されることになる。」

## 評 価

同じ事件に関する執行停止と取り消しに関する判決を並べて見ると、2点が注目される。

その第1は、平等・無差別原則の意義を明確にしたことである。

その第2は、執行停止判決の B.4.5.b.と取り消し判決の B.1.3.が全く同じ表現だということである。

ここから、仲裁院が執行停止に関する判決の時点から既に平等・無差別原則について明確な定義を付与しようとしていたことが分かる。

以下でそれぞれについて少し詳しく検討してみよう。

## 第2節 平等・無差別原則の意義

仲裁院は、6条の2はイデオロギー的および哲学的理由による差別のみを禁じているとする内閣の見解をはっきりと退けた (B.1.2.)。同院は、6条の2が「一般的有効範囲を持ち、その起源が何であれ一切の差別を禁じている。つまり、ベルギー人に認められた全ての権利および全ての自由に適用されることができる。」との明解な解釈をした。

これは、先ず、平等・無差別原則を教育の問題に関連させて考え、仲裁院の権限を「6条および6条の2、17条の同時違反に限定しようとする説を暗黙の内に退けた」\*8ことになる。限定的解釈を排除することにより、仲裁院が平等・無差別原則に「独立した価値」\*9ないし「無限の可能性」\*10を与えたのである。

次に、「6条の2に定められた無差別原則と権利および自由の全部との関

係を確認した。】\*11つまり、平等・無差別を定める憲法規定\*12は「全ての権利および全ての自由」に適用されることができから、仲裁院にとって、憲法規定の重要部分、基本的人権を保障する諸規定が、平等・無差別原則を介して、その違憲審査の“間接的”な「参照規範 règles de référence」となることを明言したのである。

その意味するところは、当時仲裁院院長であったメルキオールMELCHIORによれば、「基本権はそのものの中に無差別の側面 dimension を含んでいると主張されることが実際可能である。基本権に対する全ての侵害、そのような権利における全ての干渉 ingérence、はこの干渉が予定されていないものとの関係で取り扱いの差異となる。それは正当化されない限り認められない。…本来ならば、基本権尊重の統制は無差別原則に依拠することなしに直接なされうるものである。しかし、“同じ統制”は、“平等・無差別原則”への依拠および“迂回”により“間接的に”なされうると主張できる。…今述べたことは、仲裁院が平等・無差別原則についてしか明らかに権限がないのに、なぜこの資格を通じて基本権尊重を間接的に監視するのを許されているかを説明し、正当化するものである。】\*13平たく言えば、人権侵害を平等・無差別原則違反に引っ掛けて審査するのである。この平等・無差別原則は、ベルギー人に認められた全ての権利・自由に適用されるから、これらの権利・自由の制限や剥奪を同原則違反と判断するということである。だから、平等・無差別原則を介した「迂回」\*14であり、「間接的」なのである。それまで仲裁院の統制を免れていた法領域が視野に入れられることになったから、仲裁院の前の訴訟の総量が格段と増えた\*15。こうして憲法裁判の領域に新たな展望が開かれたのである\*16。

確かに、仲裁院の権限が限定されていることから編み出されたこのような理論は、人権のより広い保障のためとはいえ「かなり人工的 assez artificielle」\*17だと評されよう。しかし、この時点では他に有効な方法がなかった

のも事実である。

### 第3節 平等・無差別原則統制の判断枠組み

判決評価の最初で執行停止判決および取り消し判決が同じ表現を用いていることに着目したが、そこで繰り返されたのは、平等・無差別原則統制の「判断枠組みの基本」についてであった。

仲裁院は、平等・無差別を定める憲法規定は、取り扱いの差異が、人々の類型の間に、それが客観的基準に基づき、合理的に正当化される限りで、設けられることを排除するものではないとの「原則的立場」を表明した。その上で、そのような正当化の存在は、当該規範の目的と効果を考慮に入れて判断されねばならないとした。つまり、用いられた手段と追求された目的との間に比例した（均衡の取れた）合理的関係がなければ、平等原則は侵害されていることになる（B.1.3.）。

本件では、仲裁院は、立法者により追求された目的に照らして均衡の取れていない「結社の自由の過度の侵害」（B.2.9., B.2.11., B.2.13.）を内容とする規定を平等・無差別原則違反の廉で取り消したのである。つまり、本件の規制（手段）は、目的の実現にどうしても必要な措置を越えるもの（正当化されない区別＝差別）だったことが決め手となり、侵害が重大と判断されたのである<sup>\*18</sup>。

それでは、平等・無差別原則統制の“方法論的アプローチ”をもう少し詳しく検討してみよう（体系化の試み）<sup>\*19</sup>。

第1段階 仲裁院は、不平等だと非難されている制度など（例・禁止や命令などによる法的な状態、人々の類型等）が、「比較可能 comparable」かどうか検討する（C.A., arrêt no.3/91 du 7 mars 1991, B.4.1., no.2/95 du 12 jan.1995, B.6.）。問題のカテゴリーが比較するには余りに異なるとき、それらの間には問題の規範による差別は存在しえない。従って、訴えは棄却される

(C.A., arrêt no.34/93 du 6 mai 1993, B.3., B.4., no.46/94 du 16 juin 1994, B.5.4., no.22/95 du 2 mars 1995, B.4.)。

第2段階 次に、仲裁院は、立法者によって「追求された目的」を探求する。これはその根拠 *bien-fondé* を評価するためではなく、この目的に照らして取り扱いの差異が正当化されるかどうかを検討するためである。実際のところ、同院は、規定を設けることの時宜性 (C.A., arrêt no.23/89 du 13 oct.1989, B.2.7., no.40/96 du 27 juin 1996, B.4.) や立法裁量に属すること (C.A., arrêt no.13/91 du 28 mai 1991, 6.B.5.2.) について評価する権限を付与されてはいない。

第3段階 続いて、仲裁院は、差異化 *différenciation* が「客観的かつ合理的な基準」に基づいているかどうか審査する。問題の法的状態の特殊性が客観的に見出せなかったり (C.A., arrêt no.25/90 du 5 juillet 1990, 8.B.7.1., 8.B.7.2., no.6/95 du 2 fév. 1995, B.2.6., B.2.10., B.2.18.)、用いられた基準が恣意的または明らかに不合理であったりするとき (C.A., arrêt no.8/95 du 2 fév. 1995, B.8.)、平等原則に反することになる。

第4段階 最後に、仲裁院は、「正当性 *justification* と比例性 (均衡が取れているかどうか) の二重の統制」を行う。まず、立法者によって追求された目的に照らして手段 (当該措置 = 差異化) の正当性 (正当化できるかどうか) を審査する。次に、用いられた手段と追求された目的との間に比例性の (均衡の取れた) 合理的関係があるかどうか吟味する。その際に当該措置の目的並びに効果および「問題にされている原則の性質 *nature des principes en cause*」 (C.A., arrêt no.25/90 du 5 juillet 1990, 8.B.5., no.62/93 du 15 juillet 1993, B.2.2.) を考慮に入れる。

この点について当時仲裁院調査官であったヴァンデルノート VANDER-NOOT は、「正当性の統制は当該措置の目的と効果に照らしてだけでなく、問題にされている原則の性質に照らしても評価される。… [立法裁量を尊重



するが、] それでも、その統制の具体的行使において、仲裁院が基本権とその他の法の本質的原則の成り行き sort に特に注意を払うことに変わりはない。その要求は同様の制度が問題とされるときに更に強いものとなる。特にこの意味において、同院が取り扱いの差異の正当化および《問題にされている原則の性質》との関連でこの差異の合理性を評価する考察過程を理解せねばならないのである。同じように、仲裁院が優越する公共の利益 *intérêt public supérieur* 擁護の目的追求を理由に問題の措置の正当化の適切さを受け入れるとき、同院は、その理由付けの次の段階で、比例原則は《もしそのような擁護がベルギーの法秩序の基本原則を無視して追求されるなら》侵害されることになることと提示するよう留意している。従って、一般的利益 *intérêt général* への言及のみでは取り扱いの差異を正当化するのに十分ではないのである。]\*<sup>20</sup>と説明する。

彼によると、この判決の評釈者達は、欧州人権条約14条の無差別原則の解釈における欧州人権裁判所のそれとこのアプローチの均質性に気付いたとする<sup>\*21</sup>。つまり、仲裁院は、欧州人権裁判所の判例<sup>\*22</sup>により採用された平等・無差別原則の統制基準を自らのものとしたのである<sup>\*23</sup>。続けて、「仲裁院は、一挙に、平等・無差別原則での要求を最も進んだ判例上および学説の発展の到達点に置いたのである。…それ以降、破棄院とコンセイユ・デタもまたこのように導き出された洗練された基準の適用をするようになった。]\*<sup>24</sup>とする。

以上のように整理される平等・無差別原則統制の方法論的アプローチは、わが国のそれにも良く似たオーソドックスなもので、適切かつ厳密な審査方法であると評価できる。

## 小 括

さて、本判決により、憲法6条（現10条）、特に6条の2（現11条）によって、仲裁院は、その合憲性統制を「人権を保障するその他の憲法規定」、つ

まり「ベルギー人に認められた全ての権利および全ての自由」に関するもの、に拡大した。仲裁院は、実際に「～条と組み合わせられた憲法10条および11条違反」(C.A., arrêt no.81/95 du 14 déc.1995, B.6.1., B.6.10., no.34/96 du 15 mai 1996, B.3.1.) や「～条と組み合わせられて読まれた憲法10条および11条違反」(C.A., arrêt no.17/97 du 25 mars 1997, B.1., B.6.3.) などという表現を用いて合憲性の統制を行っている。

法律家は、この平等・無差別原則への依拠を「連結 *couplage*」\*<sup>25</sup>または「組み合わせ *combinaison*」\*<sup>26</sup>と呼んだり、「プリズム *prisme*」\*<sup>27</sup>と形容したりした。最近では、憲法裁判所長官のスプルーテルス SPREUTEELS も、「平等・無差別原則のプリズムによって、憲法裁判所の判例は、徐々にその権限を基本権全体の尊重の統制に拡大してきた。これらの基本権違反が差別を意味するからである。」\*<sup>28</sup>と述べている。長官に敬意を払って、今後は平等・無差別原則を介して憲法の人権規定に保障を広げる場合を「プリズム技術 *technique de prisme*」と呼ぶこととしたい。

こうして、平等・無差別原則以外のその他の憲法規定により保障された基本権が立法者により侵害される度に、仲裁院はこの「プリズム技術」を用いて平等・無差別原則違反として取り上げることになった。同院は、保障の任務を正式に与えられていない人権を、平等・無差別原則を通して「間接的」に保障することに成功したのである。

## 第2章 間接的保障の展開

既に見たように、仲裁院は、平等・無差別原則が「一般的有効範囲」を持ち、ベルギー人に認められた「全ての権利および全ての自由」に対して適用可能であると判断した。そして、これはその後何度も繰り返して確認された\*<sup>29</sup>。すると、89年判決で平等・無差別原則の「プリズム技術」により保障される

ことになったのは憲法27条の結社の自由であったが、「憲法が保障するその他の全ての権利・自由」に及ぶのは時間の問題であった。また、ベルギー人に認められた全ての権利・自由とは、憲法によって認められたものだけでなく、「国際条約」や「法の一般原則」により認められたものも含まれることになった。

これらの参照規範の拡大について見てみよう。

### 第1節 「その他の憲法規定」

平等・無差別原則のプリズム技術により間接的に憲法27条の結社の自由に照らした合憲性統制が可能になって以来、その他の憲法規定も当然参照規範とされることになった。アレン ALENによると<sup>\*30</sup>、初期のものの中に、憲法144条および145条〔司法権の管轄〕（C.A., no.14/97 du 18 mars 1997, B.3., B.7.）、170条〔租税の適法性〕（C.A., no.64/95 du 13 sept.1995, B.12., B.14., no.21/97 du 17 avril 1997, B.5.1.）、182条〔兵士の権利・義務〕（C.A., no.81/95 du 14 déc.1995, B.7.3.6., no.23/96 du 27 mars 1996, B.1.）、191条〔外国人の人権享有〕（C.A., no.20/93 du 4 mars 1993, B.2.2., no.61/94 du 14 juillet 1994, B.2.）がある。

後述するように2003年の仲裁院に関する特別法の改正により、憲法第Ⅱ編（人権規定）全てについて権限が拡大されたので、第Ⅱ編についてはプリズム技術に頼る必要がなくなった。

### 第2節 「国際条約」

最もインパクトが大きかったものの1つは、最初に「国際条約」に由来する権利・自由の保障を認めた判決であろう。

1. 1990年5月23日判決 C.A., no.18/90 - 共同体の平和の回復 pacification communautaire 事件 -

## 事件の概要

1988年8月8日・9日の2法は、いわゆる特別の地位にある8コミューン（ブリュッセル周辺6コミューン並びにFourons およびComines-Warneton）についての選挙法を変更した。それは、立法者が《共同体の均衡 *équilibre communautaire*》を実現しようとしてフラマン語系およびフランス語系双方の共同体に対称的な解決策を採用するためであった。Cominesの市長や選挙人などは、市民の間またはコミューンの間に差別を設けているとして法規定の取り消しを請求した。請求棄却。

## 判 旨

「憲法6条および6条の2の有効範囲について

B.8. ベルギー人の平等および無差別の憲法規定は、取り扱いの差異が、その差異化の基準が客観的かつ合理的な正当化をされる限りで、人々のいくつかの類型に応じて設けられることを排除するものではない。そのような正当化の存在は、当該措置の目的と効果により評価されねばならない。つまり、平等原則は、用いられた手段と追求された目的との間に比例の合理的関係が存在しないと明らかにされたとき、侵害されることになる。」

「立法の一般的目的について

B.9.1. 法案提出者によれば、当該立法の一般的目的は、共同体の平和の回復を確保することである。…

B.9.2. …訴えられた規定によってなされた区別は、優越する公益 *intérêt public supérieur* の擁護の意図によって正当化されることが認められる。…それは取られた措置が立法者により追求された一般的目的に照らして不均衡ではないと合理的に見なされうる限りにおいてである。特にそのような擁護がベルギー法秩序の基本原則を無視して追求されているなら不均衡となる。」

「B.11.3. 憲法6条の2によりベルギー人に保障される権利および自由の

中に、ベルギー国を拘束し、承認行為により国内法秩序において適用可能となった国際条約の規定 dispositions conventionnelles internationales に由来する権利および自由が正に含まれる。少なくとも直接効を持つ規定に由来する権利および自由についてそうである。これは欧州人権条約11条の場合である。」

「B.11.6. 3条、9条および20条は、従って、憲法6条および6条の2にも欧州人権条約11条と組み合わせられたこれらの条文にも反しない。」

「B.14.2. …訴えは憲法制定権者が行った選択について判断するよう本院に求めるものであるが、それは本院の権能に属さないことは明らかである。」

#### 評 価

1) 6条および6条の2（平等・無差別原則）の有効範囲について、判旨 B.8.は、89年判決 no.23/89のそれ B.1.3.とほとんど同じである。当該「規範」が当該「措置」に置き換えられているだけである。そうすると、上記89年判決の評価のところで「明確な定義を付与しようとしていた」と述べたが、仲裁院の平等・無差別原則に対する基本的な考え方は、この頃には既に確立されていたと見て良いだろう<sup>\*31</sup>。

2) 同じく判旨 B.8.に関して、「比例の合理的関係」が認められるかどうかの判断において、仲裁院は、立法者が「優越する公益」の擁護、つまりフラマン語系とフランス語系の共同体間の平和の回復を確保すること、そのために措置を取ることを認めた。それは追求された一般的目的に照らして均衡していると合理的に見なされるならばである。そして、それは特にベルギー法秩序の基本原則を尊重している限りにおいてである（B.9.2.）。ここで、仲裁院は、実質的に、「問題にされている原則の性質」を考慮に入れていると言えよう<sup>\*32</sup>。

3) 特筆すべきは、「国際条約の規定」を合憲性統制の「間接的」参照規範に加えたことである。ここでいう「国際条約」とは、広くベルギー国を拘

束するものをいい、欧州人権条約や国際人権規約などのみならず、EU 法も念頭に置かれている。その後、数多くの判決がこれに続いた<sup>\*33</sup>。

仲裁院によれば、それは3つの条件を満たす場合である。すなわち、

- (1) 国内法秩序において直接効力を持つ規範であること。
- (2) この規範が権利および自由を保障していること。
- (3) この権利ないし自由が立法者により不均衡に侵害されていること。

憲法裁判所（名称変更は2007年5月）オランダ語系長官（当時）アレン ALEN およびフランス語系長官スプルーテルス SPREUTELS らによれば、仲裁院は（1）の条件については2001年までは明らかに要求し続けたが、必ずしもいつもこの条件を満たしているかどうか検討するわけではないとする。というのは、条約の規定に直接効力を暗黙の内に認めたと考えることが出来るからだとする。判決 no.41/2002 du 20 fév. 2002, B.6.を挙げて、「憲法裁判所は、条約の規定、つまり経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 6条の内容である労働に対する権利、に照らして、この規定が直接効力を持つかどうか検討することなく、間接的統制を行った。」と述べる。続けて、判決 no 106/2003 du 22 juillet 2003, B.6.2., B.6.3.を挙げて、この事案では内閣が子供の権利に関する国際条約の24条から27条は直接効力を持たないから、憲法裁がこれに照らして間接的統制を行うことができないと主張していたのに、「当裁判所は、立法規定が憲法10条および11条を侵害しているかどうか判断する権限があるので、国際条約と組み合わせられたこれらの規定違反について問われたときに、国際条約が国内法秩序において直接効力を持つかどうかを検討するのではなく、立法者がベルギー国の国際的約束 engagements internationaux を不均衡に無視しなかったかどうかを評価しなければならない。」として、直接効力を持つかどうかの条件を意図的に無視する選択をしたとする<sup>\*34</sup>。そしてこの判例は後に何度も確認されたとのことである<sup>\*35</sup>。

4) 審査権の限界が明らかにされた (B.14.2.)。仲裁院は憲法制定権者の

選択について判断する権限はないと明言した。

2. 仲裁院は、このようにして、平等・無差別原則を通して、憲法だけでなく、国際条約の内容とされた権利・自由の総体に注意を向けさせることになった。但し、条約の直接的な違反を審査するのではなく、ベルギー憲法の意味で、そのような条約によって認められた権利・自由の差別的な侵害を審査するのである。くどいようだが、ここのニュアンスは大事で、憲法6条および6条の2と“組み合わせ”られる限りで、国際条約の規定違反を審理する権限があるということである<sup>\*36</sup>。これを「組み合わせ技術 *technique de combinaison*」と呼ぶことにする。

アレン ALEN およびスプルーテルス SPREUTELS らによれば、93年以降は、次のような表現に定式化されたという。すなわち、

「憲法10条および11条は、一般的有効範囲を有する。それらは、その起源が何であれ一切の差別を禁止している。つまり、平等・無差別の憲法原則は、ベルギー人に認められた全ての権利および全ての自由、国際条約に由来するものを含めて、に対して適用されることができる。(C.A., no.62/93 [du 15 juillet 1993, B.3.2.])」<sup>\*37</sup>

最近では、憲法裁判所は、「憲法10条および11条は、一般的有効範囲を有する。それらは、その起源が何であれ一切の差別を禁止している。つまり、平等・無差別の憲法原則は、ベルギー国を拘束する国際条約に由来するものを含む、全ての権利および全ての自由、に対して適用されることができる。」(C.A., arrêt no.12/2015 [du 5 fév. 2015, B.7.]) と述べて、表現を少し改め、「一般的有効範囲」を精確にしている<sup>\*38</sup>。

では、その他にどのような国際条約の規定が初期の段階で考慮されたかという点、「欧州人権条約8条〔私生活・家族生活、住居、通信の尊重〕、13条〔実効的救済〕、14条〔無差別原則〕、同条約第1議定書1条〔財産権〕、市民的及び政治的権利に関する国際規約14条〔公正な裁判〕、欧州共同体設立

条約52条〔居住の自由〕（判決 no.37/94 du 10 mai 1994, B.6.1., B.6.3.）が挙げられている\*39。

### 第3節 「法の一般原則」

国際条約に由来する権利・自由を「組み合わせ技術」により保障できることになれば、「法の一般原則」もその対象となるのは自然の成り行きであった。

しかし、先ず確認しておきたいのは、仲裁院は法の一般原則違反を専ら援用する取り消し理由について直接審査する権限がない。これは、国際条約についてと同じであり、法が認めた権限のリストから外れている。しかしながら、同院が尊重を確保する条文と「組み合わせ」られるなら、そのような理由は受け入れられるということである。

仲裁院は、判決 no.72/92 du 18 nov. 1992において、次のように判示した。

「B.21. ベルギー人に認められた権利および自由は、憲法6条の2に基づいて差別なしに確保されねばならない。これらの権利および自由は、刑事法の一般原則に由来する保障 *garanties* を含む。」そして、主文で、「…〔訴えられた〕法律は、挙証責任および防御権に関する刑事法の一般原則と組み合わせられた憲法6条の2に反しない。」とした。

最近では、判決 C.C., no.170/2014 du 27 nov. 2014において、憲法裁判所は次のような判断をしている。すなわち、

「B.27.2. 当裁判所は、法の一般原則に照らして直接統制を行使することができない。しかしながら、憲法10条および11条との適合性の問題が提起される時、当裁判所は、取り扱いの差異を設けている立法措置が立法者によって目指された目的に照らして客観的かつ適切な基準に基づいているかどうか、およびそれがある人々の種類の権利、特に法の一般原則に由来するものを不均衡に侵害しているかどうか審査しなければならない。この意味において、



当裁判所は、平等原則に照らした統制の枠内で、法の一般原則、特に法的安定性の原則を考慮に入れることができる。」

仲裁院は、このように同院の基本的な考え方が分かるように丁寧な説明を心懸けている。

こうして、仲裁院により間接的に統制される「法の一般原則」には、「法的安定性」（C.A., no.18/91 du 4 juillet 1991, B.10., no.49/96 du 12 juillet 1996, B.3.8., C.C., no.170/2014 du 27 nov.2014, B.27.2.）、「権力分立、司法権の独立」（C.A., no.67/92 du 12 nov. 1992, B.2.1., no.87/95 du 21 déc. 1995, B.2.9.）、「防衛権」（C.A., no.72/92 du 18 nov. 1992, B.2.1., no.24/97 du 30 avril 1997, B.7.）、「弁護士の職業上の秘密」（C.A., no.46/2000 du 3 mai 2000, B.6., B.7.）「刑罰の一身専属性」（C.A., no.43/2001 du 29 mars 2001, B.5.3.）「正当な期待の尊重」（C.A., no.107/2004 du 16 juin 2004, B.6., B.8.2.）「裁判へのアクセス（受ける権利）」（C.A., no.154/2004 du 22 sept. 2004, B.3., B.5.4.）「行政罰に関する裁判官の統制」（C.A., no.138/2006 du 14 sept. 2006, B.2., B.6.3.）「刑罰の比例性」（C.C., no.81/2007 du 7 juin 2007, B.8.1.）などがあることが判明した。

#### 小 括

さて、このように見てくると、仲裁院は、憲法10条および11条による「プリズム技術」と「組み合わせ技術」（この2つは実質は同じだが、筆者が便宜上区別している）で、言わば“何でもできる”かのようなのである。確かに人権保障が充実することについては疑問を差し挟む者は少ない<sup>\*40</sup>かも知れないが、仲裁院の大胆さは権力間の均衡を損なうおそれがあり、場合によっては仲裁院の法的権威が毀損されたり、その正当性に疑問が投げ掛けられたりする事態も生じかねなかった。また、将来的にそれらの可能性がないとは言えない。となれば、かなり人工的なやり方を続けるよりも、ここはやはり、法律をきちんと定めてその権限を明確化すべきであつたらう<sup>\*41</sup>。

2003年に、憲法142条（旧107条の3、2項、3号）に基づき、仲裁院に関

する1989年1月6日特別法が改正され（2003年3月9日特別法による）、同院の権限が拡大された（89年特別法1条、1項、2号）。具体的には、

- ①憲法第Ⅱ編（人権規定）の全部（8条～32条）
- ②租税の適法性（170条）、租税の平等（172条）
- ③外国人の人権保障（191条）

に仲裁院の統制権が及ぶことになった。これは先行する仲裁院による人権保障を実質的に追認したことになる。

この背景には、他の理由もあったされる<sup>\*42</sup>。それによれば、憲法10条および11条を通してのEU法や国際法に照らしての統制は、実際のところ、しばしば内容については直接統制のそれとほとんど変わらないものであった。しかも、憲法10条および11条を媒介にすることは、統制のための障害をクリアするためだけのものであって、それは裁判の中身そのものには関係がなく、関わる法律家の仕事を複雑にし<sup>\*43</sup>、判決理由が長くなるだけというマイナス面があった。

この特別法改正による追認から、憲法の人権規定については平等・無差別原則の「プリズム技術」に頼る必要性がなくなったが、憲法の規定について言えばその他の部分についてはなお可能性が残されている<sup>\*44</sup>から、その有用性の多くが失われてしまったと考えるのは早計であろう。他方、「組み合わせ技術」はまだ更なる活用が行われよう。

#### 第4節 新たな間接統制のテクニクー「類似した基本権 *droits fondamentaux analogues*」に照らしての統制一

この国際法を用いた間接統制の第2のテクニクは、憲法の人権規定全部に照らしての直接統制権が認められた2003年以降に仲裁院により用いられ始めたものである。では、どのようなものか、初期の判決を見てみよう。

2004年7月22日判決 C.A., no.136/2004

### 事件の概要

ヘントおよびテルモンドの軽罪裁判所から、フラームス地域圏のデクレの規定（都市での住環境汚損行為に刑罰を科すものなど）が、憲法12条2項（訴追に対する保障）および14条（罪刑法定主義）並びに欧州人権条約7条（刑法の遡及的適用の禁止）および市民的及び政治的権利に関する国際規約15条（遡及処罰の禁止）に違反するかどうか並びに同デクレが憲法10条および11条で保障された平等・無差別原則に違反するかどうかの前提問題 *question préjudicielle* が提起された。請求認容。

### 判 旨

「B.5.3. …ベルギー国を拘束する条約の規定が、1つまたはいくつかの前記引用の憲法規定に類似した有効範囲 *portée analogue* を持つとき、この条約の規定によって認められた保障は問題の憲法規定の保障と不可分の一体 *ensemble indissociable* を成す。加えて、基本権違反はそれ自体が *ipso facto* 平等・無差別原則違反である。

B.5.4. その結果、憲法第Ⅱ編の規定または170条、172条もしくは191条違反が申し立てられたとき、本院は、その審査において、類似した権利または自由 *droits ou libertés analogues* を保障する国際法の規定を考慮に入れることになる。

B.5.5. 憲法12条および14条のように、欧州人権条約7条および市民的及び政治的権利に関する国際規約15条は、刑事での適法性の原則に対する権利を保障している。

その結果、本院は問題の規定が前記引用の憲法規定により保障された適法性の原則に違反するかどうか、前記引用の条約の規定を考慮に入れて、判断する権限があることになる。」

### 評 価

端緒は、仲裁院が、憲法により認められた数多くの基本権は、1つまたは

いくつかの国際条約 traités の中に“対応するもの équivalent”を持つと確認したことにある。そうして、この場合に、憲法規定と国際法の規定は“不可分の一体 ensemble indissociable”を成すから、同院が憲法第Ⅱ編の基本権に照らして統制を行うとき、同院は類似した権利または自由を保障している国際法の規定を「考慮に入れねばならない」との判断に至ったのである<sup>\*45</sup>。ここで、ポイントは「考慮に入れる」とは言っているが、「適用」という言葉を慎重に避けている点である。

また、後の判決 C.C., no.2/2008 du 17 jan. 2008, B.4.2.で、「本裁判所は、〔法の〕一般原則または条約の規定に照らして立法規範を直接統制する権限がない。本裁判所は、上述の精確にされた限界内で行使する合憲性統制において、それに照らして直接統制を行うことができる規定、すなわち憲法10条および11条または一 条約の規定が援用されるときに一 類似した権利または自由を保障する憲法規定もまた援用されるときに限り、それらを考慮に入れることができる。」<sup>\*46</sup>と述べて、「類似した権利または自由を保障する憲法規定があるときに限り」と明確にし、統制が可能となる場合を精確にしている。

このテクニクは、この判決では平等・無差別原則への言及はあるものの、「組み合わせ技術」とは異なる新たなものである。何故なら、ベルギー憲法が国際協定に含まれる基本権に“類似した基本権”を持たない場合には機能しないからである。この場合には、憲法10条および11条への迂回、つまり「組み合わせ技術」が必須となる。

「類似した基本権」を念頭に置くとき、その「類似性」をどのように扱うのだろうか。まず、類似性を問題にするから、憲法と国際協定との間に完全な類似 analogie totale のあるとき、つまり、両者間に一致がある場合には、そもそも類似性を問題にする意味がないから、この場合は対象外である。次に、となれば、ある程度の類似があれば良いということになり、すると悩ましい類似の程度問題が生じてしまわないかと思われるのだが、憲法裁判所は、

類似しているが規定間に隔たりがある点を逆手にとって基本権保障の充実化を図っている。と言うのは、類似した憲法規定の人権保障規定としての（上記の隔たりに由来する）不十分さを国際協定の基本権規定により補っているからである。その例をいくつか見てみよう\*47。

1) 憲法16条および欧州人権条約第1議定書1条の場合

憲法16条は公用収用の場合の正当な事前補償について定めているだけだが、議定書1条は財産権のその他の制限にも適用される定めを内容としている。議定書によって補えばより広く充実した人権保障が可能となる（C.C., no.32/2010 du 30 mars 2010, B.13.2.1., B.13.2.2.）。

2) 憲法13条並びに欧州人権条約6条1項および市民的及び政治的権利に関する国際規約14条の場合

憲法13条は言わば形式的に裁判を受ける権利を定めるのみだが、人権条約6条1項および国際規約14条は客観的公正性の具体的要求を定めている。憲法13条の裁判を受ける権利が欧州人権条約などが定めるような具体的公正さの要求を満たさないなら、その中身は人権保障の観点で空虚なものになってしまう。だから、補う必要があるのである（C.C., no.195/2009 du 3 déc. 2009, B.6., B.8.）。

3) 憲法12条2項および14条並びに欧州人権条約7条および市民的及び政治的権利に関する国際規約15条の場合

憲法の2つの規定は、罪刑法定主義に関して、訴追または刑罰が立法者により定められるべきことを定めるだけだが、人権条約などはこれに関して更なる具体的要求、明確な法律の原則 *principe lex certa* など、をしている。これも上記と同様の理由で補う必要がある。憲法裁判所は、欧州人権裁判所の判決を挙げ、その考え方にに基づき法規定の予見可能性や曖昧さについて検討している（C.A., no.92/2005 du 11 mai 2005, B.2., B.3.3. et s.）。

さて、類似した権利・自由を保障する国際法の規定を「考慮に入れる」と

は、どういう意味だろうか。アレン ALEN およびスプルーテルス SPREUTELS らによれば<sup>\*48</sup>、憲法裁判所が欧州人権裁判所の判例を採り入れることにある。類似の基本権に照らして統制を行った判決の多くでそのようにしているとのことである。要するに、そうすることで、憲法裁判所は、その多くが1831年以来変わらず保障されているベルギー憲法の人権について、欧州人権条約や欧州共同体基本権憲章の現代的解釈ないし発展的解釈を採り入れて、人権保障の一層の充実を図ることを「考慮に入れる」ことと捉えているようである。そうすれば、憲法裁判所の判断と欧州人権裁判所のそれが異なることはなくなるので、ベルギー国が人権保障の面で国際的に指弾されることはなくなるという長所がある。

関連して、欧州人権条約への言及も数多くなされているそうである。欧州人権条約の規定や付属議定書への言及は、2011年には、下された全201判決の内49判決、2012年には、全166判決の内38判決に上るそうである<sup>\*49</sup>。基本権憲章への言及は、2011年には18判決、2012年には14判決に上るそうである<sup>\*50</sup>。かなりの割合である。また、憲法裁は EC 条約234条に基づき欧州司法裁判所に対し先決裁定の付託をしばしば行ってもいる。

類似した基本権に照らしての統制の長所は、上記のように「法的保障を最大化できることにある。」<sup>\*51</sup>と言うのは、憲法裁判所が、憲法の基本権も条約の規定の対応するもの *équivalent* も問題にされているとき、憲法に定められている正式な制限の条件および欧州人権条約に定められている具体的制限の条件を同時に満たすことを要求するからである。そうすると、類似した基本権は4つの条件を満たすときにしか制限されなくなる。①制限が正式な法的規定により定められている。②それはやむを得ない社会的必要性に対応するものである。③それは正当な目的を追求している。④制限の効果がこの目的に比例している。この厳格さにより類似した基本権が問題である事案の40%において憲法裁判所は人権侵害を確認しており、この数字は、同裁判所

が憲法10条および11条に照らした統制のみを行っていた頃の2倍だそうである<sup>\*52</sup>。

### 小 括

繰り返しになるが、憲法裁判所は、EU法や国際法に照らして直接統制を行う権限を正式には持たない。しかし、憲法裁により発展された間接統制の2つのテクニックにより、EU法や国際法が憲法裁の判例において重要な役割を果たしているのは疑いない。

憲法10条および11条の「組み合わせ技術」によって、憲法裁はベルギー国を拘束するEU法や国際法の全ての規範に照らして、これらの規範が直接効力を持たない場合でも、統制を行うことができる。

「類似した基本権」に照らしての統制テクニックは、反対にベルギー憲法の中に類似するものがあるEU法や国際法の基本権についてしか有効ではない。だが、この統制についての憲法裁の厳格さが高度な人権保障に繋がっているとと言える。

これらを、憲法裁判所の積極主義と評価できよう<sup>\*53</sup>。

### まとめに代えて

当初、与えられた権限に限りがある中で、それを活用して人権をより手厚く保護しようとした仲裁院の姿勢は大いに評価できると考える。正に平等・無差別原則はオールマイティーの利器であった。賢明にも定評のある欧州人権裁判所の判断に倣って審査をしたところに成功の理由がある。この「プリズム技術」は大方の肯定的評価を得た。その後の仲裁院の活動は、大胆かつ繊細とでも形容すべきであろうか。多方面からの支持を得て、国会でも早期に憲法裁判所に格上げすべきだとする声も大きかった<sup>\*54</sup>と記憶する。国際法や法の一般原則との「組み合わせ技術」も活用の幅が広い、よく考えられたものである。「類似した基本権に照らしての統制」は人権保障を国際水準に

近づけ、これを維持するための工夫されたテクニックである。基本権を必要な場合にしっかりと保障する立場を明らかにしたと言えよう。

憲法裁判所は、正式な限界を逸脱しない厳格な自制の下で、より充実した人権保障を常に追求し続けている。このことが、憲法裁への信頼と評価を高めることに繋がっていったと思われる。

(2018年1月5日攔筆)

(注)

- <sup>1</sup> LEYSEN(R.), PATY(B.) et RASSON-ROLAND(A.), UN CAP EST FRANCHI : LE MILLIÈME ARRÊT DE LA COUR D'ARBITRAGE, R.B.D.C., no.1, 2000, Bruylant, p.4.
- <sup>2</sup> *ibid.*, p.6.
- <sup>3</sup> *ibid.*, pp.7-8.
- <sup>4</sup> VANDERNOOT(P.), LE PRINCIPE D'ÉGALITÉ DANS LA JURISPRUDENCE DE LA COUR D'ARBITRAGE, A.P.,T2/1997, p.107.によれば、仲裁院は、1989年から1996年まで、1989年1月6日特別法に基づいて、529の判決を下したが、その内467が取り消しまたは前提問題で下されたものであり、その内302判決、65%で平等原則が援用された。この中の81判決で平等・無差別原則違反が認定され、それは27%であった。
- <sup>5</sup> 拙稿「ベルギー仲裁院の権限拡大－個人提訴制度はなぜ導入されたか?－」福大法学論叢44巻1号、1999年5月、pp.77-100。注78。
- <sup>6</sup> 拙稿「ベルギー憲法裁判所の新権限：“連邦への忠誠”統制について」福大法学論叢61巻4号、2017年3月、p.1087。
- <sup>7</sup> 立法者の意図については、Arrêt no.23/89 du 13 oct. 1989, B. 2.2., RENAULD(B.), Observations sous l'arrêt no.22/94 du 8 mars 1994, "Objectifs du législateur et contrôle de constitutionnalité, R.B.D.C., 1994, p.348; Observation de DELPÉRÉE (F.), C.A., no.23/89, 13 oct. 1989. *Les grandes décisions des cours constitutionnelles européennes*, Dalloz, 2008, p.239.
- <sup>8</sup> DELPÉRÉE (F.) et RASSON-ROLAND (A.), CHRONIQUES: BELGIQUE, A.I.J.C., vol.V, 1989, p.366.
- <sup>9</sup> DELPÉRÉE (F.) et RASSON-ROLAND (A.), La Cour d'arbitrage belge, A.I.J.C., vol.IV, 1988, p.74.
- <sup>10</sup> DELPÉRÉE (F.) et RASSON-ROLAND (A.), CHRONIQUES: BELGIQUE, A.I.J.C., vol.VI, 1990, p.487.



- <sup>11</sup> RAPPORT BELGE, VIII<sup>ME</sup> CONFÉRENCE DES COURS CONSTITUTIONNELLES EUROPÉENNES, ANKARA : *La hiérarchie des normes constitutionnelles et sa fonction dans la protection des droits fondamentaux*, A.I.J.C., vol.VI, 1990, p.74. 本論文の著者は不可解にも明記されていない。
- <sup>12</sup> 平等原則は1831年以来憲法に定められているが、無差別原則は1970年に採り入れられたに過ぎない。ところが、ALEN(A.), SPREUTELS(J.), PERMANS(E.) et VERRIJDT(W.), *La coopération entre les cours constitutionnelles en europe-situation actuelle et perspectives*, RAPPORT DE LA COUR CONSTITUTIONNELLE DE BELGIQUE PRÉSENTÉ AU XVI<sup>E</sup> CONGRÈS DE LA CONFÉRENCE DES COURS CONSTITUTIONNELLES EUROPÉENNES, VIENNE, 2014, p.2によれば、仲裁院は2つの規定を区別せず、1つの原則の表明と見なし、終始一貫して「平等・無差別原則」と呼んでいる（arrêt no.37/97 du 8 juillet 1997）。だから、本稿でも区別せず、「平等・無差別原則」との表現を用いることとする。因みに、VANDERNOOT(P.), *op.cit.*, A.P., T2/1997, p.96.によれば、同院は2つの原則を一緒にして判断しており、平等原則の統制基準は同時に無差別原則にも適用されているとのことである。
- <sup>13</sup> MELCHIOR(M.), *LA COUR D'ARBITRAGE ET LES DROITS FONDAMENTAUX, LE POINT SUR LES DROITS DE L'HOMME*, COMMISSION UNIVERSITÉ-PALAIS, vol.39, Mai 2000, pp.12-13.
- <sup>14</sup> VANDERNOOT(P.), *op.cit.*, (A.P., T2/1997) p.97.
- <sup>15</sup> 下された判決数は、88年の29、89年の25に対し、90年は42であった。その後更に増え、98年は140、99年は141にもなった。
- <sup>16</sup> DELPÉRÉE (F.) et RASSON-ROLAND (A.), *op.cit.*, (A.I.J.C., vol.VI, 1990), p.487.
- <sup>17</sup> MELCHIOR (M.), *op.cit.*, p.14.
- <sup>18</sup> RENAULD (B.), *op.cit.*, (R.B.D.C., 1994) p.349.
- <sup>19</sup> 以下の記述は、主に VANDERNOOT (P.), *op.cit.*, (A.P., T2/1997) p.99 および CEREXHE (E.) et RIGAUX (M.-F.), *La Cour d'arbitrage*, Story Sientia, 1998, pp.32-35. に拠るものである。
- <sup>20</sup> VANDERNOOT (P.), *op.cit.*, p.99.
- <sup>21</sup> *ibid.*, p.99.
- <sup>22</sup> C.E.D.H., 23 juillet 1968, (ベルギー言語事件判決)。BERGERによれば、「欧州人権裁判所は、[欧州人権条約]14条は承認された権利および自由の行使において全ての取り扱いの区別 distinction を禁止してはいないが、取り扱いの平等は、当該区別が客観的かつ合理的な正当化を欠くとき、侵害されることになる」と判断した。そのような正当化の存在は、民主主義社会で一般的に優先する諸原則を考慮に入れて、当該措置の目的と効果に照らして評価されねばならない。取り扱いの区別は、正当な目的のみを追求するだけであってはならない。つまり、

14条は、用いられた手段と目指された目的との間に比例の合理的関係が存在しないと明らかにされたとき、侵害される。」 Voir BERGER (V.), *jurisprudence de la Cour européenne des droits de l'homme*, 3e éd., Sirey, 1991, pp.287-288. これを読めば、68年の欧州人権裁判所の判断が89年のベルギー仲裁院の平等原則についての判断のベースになっていることは疑いが無い。

<sup>23</sup> DE GROOT (E.), SPREUTELS (J.), PEREMANS (E.) et GOEDERTIER (G.), *Rôle des cours constitutionnelles dans le maintien et l'application des principes constitutionnels*, RAPPORT DE LA COUR CONSTITUTIONNELLE DE BELGIQUE PRÉSENTÉ AU XVII E CONGRÈS DE LA CONFÉRENCE DES COURS CONSTITUTIONNELLES EUROPÉENNES, BATUMI, 2017, p.7. 因みに、コンセイユ・デタは C.E., Lemmens, no.10675 du 9 juin 1964 によりかなり早くから、破棄院は Cass., 5 oct. 1990, Pas., 1990, I , no.61. により仲裁院判決後から欧州人権裁判所の平等・無差別原則の統制基準に倣っていると由である (loc.cit.)。]

<sup>24</sup> VANDERNOOT(P.), op.cit., p. 99.

<sup>25</sup> DELPÉRÉE (F.) et RASSON-ROLAN (A.), op.cit., (A.I.J.C., vol.VI, 1990) p.504.

<sup>26</sup> LEJEUNE (Y.), Chapitre VII La réforme de la Cour d'arbitrage, in *La Cour d'arbitrage actualité et perspective*, Bruylant, 1988, p.388; ALEN (A.), "D'UNE COUR D'ARBITRAGE À UNE COUR CONSTITUTIONNELLE", no.1, R.B.D.C., Bruylant, 1999, p.58.

<sup>27</sup> VANDERNOOT (P.), op.cit., p.112., NIHOUL (P.), *L'activisme de la Cour constitutionnelle de Belgique, Études de la Cour constitutionnelle*, p.3. 憲法裁判所ホームページ Publications 参照。

<sup>28</sup> SPREUTELS (J.), *La Cour constitutionnelle de Belgique: genèse et évolutions*, Visite de travail de la Cour constitutionnelle belge à la Cour constitutionnelle de la Roumanie, Bucarest, 3 novembre 2016, p.4.

<sup>29</sup> C.A.,no.26/90 du 14 juillet 1990, 6.B.1., no.20/91 du 4 juillet 1991, B.3., no.24/91 du 10 oct. 1991, B.1.2., no.31/91 du 7 nov. 1991, 2.B.1.

<sup>30</sup> ALEN (A.), "D'UNE COUR D'ARBITRAGE À UNE COUR CONSTITUTIONNELLE", R.B.D.C., no.1, 1999, Bruylant, p.58.

<sup>31</sup> 憲法裁判官ニウルによれば、平等・無差別原則についての表現は、いくつかの些細な修正はあるものの、89年以來一貫しているとのことである。 Voir NIHOUL (P.), op.cit., p.3.

<sup>32</sup> DELPÉRÉE (F.) et RASSON-ROLAND (A.), op.cit., (A.I.J.C., vol.VI, 1990), p.503.

<sup>33</sup> C.A., no.57/93 du 8 juillet 1993, B.13.2., no.62/93 du 15 juillet 1993, B.3.2., no.4/96 du 9 jan.1996, B.4., no.45/96 du 12 juillet 1996, B.6.2., no.122/98 du 3 dec.1998, B.5. などがある。

<sup>34</sup> ALEN (A.), SPREUTELS (J.), PERMANS (E.) et VERRIJDT (W.), op.cit., p.5.

<sup>35</sup> C.A., no.92/2004 du 19 mai 2004, B.5., no.189/2004 du 24 nov.2004, B.3.

- <sup>36</sup> DELPÉRÉE (F.) et RASSON-ROLAN (A.), *op.cit.*, (A.I.J.C., vol.VI, 1990) p.491.
- <sup>37</sup> ALEN (A.), SPREUTEELS (J.), PERMANS (E.) et VERRIJDT (W.), *op.cit.*, p.4.
- <sup>38</sup> DE GROOT (E.), SPREUTEELS (J.), PEREMANS (E.) et GOEDERTIER (G.), *op.cit.*, (Rapport à BATUMI, 2017), p.7.
- <sup>39</sup> CEREXHE (E.) et RIGAUX (M.-F.), *op.cit.*, p.40.
- <sup>40</sup> 88年の仲裁院の権限拡大後、確かその直後の時期に UCL の研究室で、デルベレ先生は筆者に「平等条項に引っ掛けさえすれば色んな人権を保障できるんだよ。」とその見通しをいつもの明晰さで軽快にお話し下さった。当時は、人権保障が一部ではあっても可能になったことの方が素晴らしいこととの大方の認識であったように思う。筆者もそのように考えた。前掲拙稿「ベルギー仲裁院の権限拡大」、93頁。
- <sup>41</sup> ALEN (A.), *op.cit.*, pp.58-59.
- <sup>42</sup> ALEN (A.), SPREUTEELS (J.), PERMANS (E.) et VERRIJDT (W.), *op.cit.*, p.8.
- <sup>43</sup> Rapport de la Commission des affaires institutionnelles, Doc.parl., Sénat, s.2002-2003, no.2-897/6, pp.8-9.
- <sup>44</sup> 例えば、裁判に関して言えば、裁判を受ける権利（13条）以外に、独立性（151条、152条）や公平性（148条、149条）の援用が必要とされる場合がある。
- <sup>45</sup> ALEN (A.), SPREUTEELS (J.), PERMANS (E.) et VERRIJDT (W.), *op.cit.*, p.8.
- <sup>46</sup> 同旨、C.A., no.189/2005 du 14 déc. 2005, B.3.6., C.C., no.32/2010 du 30 mars 2010, B.4.1., no.99/2011 du 31 mars 2011, B.4.2.
- <sup>47</sup> 以下の記述は ALEN (A.), SPREUTEELS (J.), PERMANS (E.) et VERRIJDT (W.), *op.cit.*, p.9. に拠る。
- <sup>48</sup> ALEN (A.), SPREUTEELS (J.), PERMANS (E.) et VERRIJDT (W.), *op.cit.*, pp.9-10.
- <sup>49</sup> *ibid.*, p.11.
- <sup>50</sup> *ibid.*, pp.15-16.
- <sup>51</sup> *ibid.*, p.10.
- <sup>52</sup> 以上の記述は *loc.cit.* に拠った。
- <sup>53</sup> NIHOUL (P.), *op.cit.*, p.3. ニウルによれば、訴えの利益や統制される規範などについても、柔軟な解釈をしており、積極主義の表れだとする。Voir *ibid.*, p.5 et s.
- <sup>54</sup> Doc. parl., Sénat, S.E.1988, 100-3/2°, Révision de l'article 107ter de la Constitution, Rapport de la Commission, p.10 et s.